



# そんなり通信 VOL.47

実施主体：特定非営利活動法人 M ネット東遠

場所：菊川市赤土 1660-1 TEL/FAX 0537-73-1020

厚生労働省は3月21日、今国会に提出予定の「障害者雇用促進法改正案」の要綱を示した。障害を理由とする差別の禁止や、精神障害者の雇用義務化を盛り込む内容で、労働政策審議会障害者雇用分科会はこれを了承した。とやや硬い文面ですが重要な事項なので、紹介させていただきます。

## 精神障害者の雇用義務化に一步前進

今回の法改正は、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備が背景にあるようです。又精神障害者の就業意欲の高まりを受けて、知的・身体障害者に限られていた雇用義務の対象を精神障害者（手帳の所持者）まで広げる時期と検討されました。

要綱によりますと、法の目的は『雇用分野における障害の有無に関わらず雇用の機会を均等にし、待遇の確保等、障害者が能力を有効に発揮できる措置を講じたい』とのことです。

その上で『差別禁止』の条項では『事業主が募集・採用について障害者にも均等な機会を提供し、賃金の決定や教育訓練の実施、その他の待遇についても障害者を区別してはならないとされている。機会均等の為に、事業主は障害者の特性に配慮した必要な措置（合理的な配慮）が求められます。

ただ企業側判断する配慮をしている。

から「負担が大きい。時期尚早」との反発も強い為に、国の支援体制を強化することを前提に、施行後5年間の法定雇用率は、障害者全体の雇用状況や支援体制を勘案して判断する配慮をしている。

いずれにしても法の施行は18年4月から、差別禁止と紛争解決の仕組みは16年4月から行われることになります。

よく『法定雇用率』という言葉を使いますが、これは企業が従業員の一部の障害者を雇用するように義務づけられた割合を言います。この4月からは民間企業が2,0%、国や自治体が2,3%と其々0,2%ずつ上がります。



精神は他の障害後れを取ってき

ですが、徐々にはありますが均一化・改善の方向に進んで行っているように思います。

それにしても時間がかかりすぎるようにも感じます。前々回の障害者手帳1級しか適応できない医療費の免除同様に不備と思われることは、声を上げ広めていきませんか。

に比べて色々な面でののはご存じの通り

平成25年度 サロン活動について

平成25年度のサロン活動の日程・内容が決まりました！！

今までは、菊川サロンは料理作り、小笠サロンは外出やレクリエーションと分かれていましたが、今年度はどちらの会場でも料理作り・外出・レクリエーションなどを行います。

詳しくは、日程表(センターに置いてあります)をご確認ください。

3月 サロン活動

◎3/18(月・菊川サロン) 丼ぶり料理作り

平成24年度最後の調理実習は、“丼ぶり料理作り”を行いました。「丼ぶりと何を作ろう…」と考えていた所、あしたばの会ボランティアさんから「野菜持ってきたから1品作ろう」「デザート材料持ってきたよ！」とっていただき、とても豪華な昼食になりました。

ボランティアの皆様ありがとうございました。



◎3/26(火・小笠サロン) 外出

「蓮華寺池公園に行きたい」というメンバーの一言からみんなで藤枝市にある蓮華寺公園へ行ってきました。

今年は桜の開花が早く、8分咲きから満開の木もあり多くの人がお花見に来ていました。天候にも恵まれ、絶好のお花見日和でした。

今月をもちまして、Mネットを退職となります。Mネットで3年間勤務し、作業所の職員と相談支援の職員の両方を1年半ずつ経験しました。

地域の事業所で働くなかで見えてくる一人一人の生活や、東遠地域として考えなければならない課題等についていろいろなことを考えさせられました。

そんななか、自分という一人の小さな存在が仕事をしていく上で、生活者あるいは支援員としてどのように存在し、どのようなことを考えていかなければならないのか、何ができるのか、ということ等を深く考えるようになりました。まだまだ未熟でわからないことばかりではありますが、これからもこのようなことを追及しながら仕事をしていきたいと考えています。今後ともよろしくお願ひします。



石神泰登